【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月16日
【中間会計期間】	第４期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	ＪＳＲ株式会社
【英訳名】	JSR Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼CEO兼社長執行役員　　堀　哲朗
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目９番２号
【電話番号】	03(6218)3500（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　　岩　野　譲
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目９番２号
【電話番号】	03(6218)3500（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　　岩　野　譲
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第３期 中間連結会計期間	第４期 中間連結会計期間	第３期
会計期間		自　2025年４月１日 至　2025年９月30日	自　2026年４月１日 至　2026年９月30日	自　2025年４月１日 至　2026年３月31日
売上収益	（百万円）	207,521	265,118	440,718
税引前中間（当期）利益	（百万円）	3,073	23,697	13,017
親会社の所有者に帰属する中間（当期）利益	（百万円）	3,400	15,699	59,329
親会社の所有者に帰属する中間（当期）包括利益	（百万円）	11,198	19,449	68,624
親会社の所有者に帰属する持分	（百万円）	349,785	427,112	407,279
総資産額	（百万円）	1,148,316	1,121,962	1,171,088
基本的１株当たり中間（当期）利益	（円）	32.76	153.06	579.30
希薄化後１株当たり中間（当期）利益	（円）	32.64	150.66	569.45
親会社所有者帰属持分比率	（%）	30.5	38.1	34.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	23,289	17,896	61,857
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△4,398	18,667	72,239
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△17,593	△51,760	△108,818
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（百万円）	50,272	67,976	82,973

（注）１　当社は要約中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２　上記指標は、国際会計基準（IFRS）により作成された要約中間連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。

３　前連結会計年度より、体外診断用医薬品事業及び体外診断用医薬品材料事業、バイオプロセス材料事業を非継続事業に分類しております。これに伴い、第３期中間連結会計期間及び第３期の関連する売上収益及び税引前利益については、非継続事業を除いた継続事業の金額を表示しております。

２【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動は以下のとおりであります。

（親会社の異動）

該当事項はありません。

（子会社の異動）

＜デジタルソリューション事業＞

当社は2026年４月７日、当社子会社としてJSR Micro Advanced Manufacturing Taiwan Co., Ltd.を設立いたしました。同社は、電子材料の製造および販売を事業内容としております。

＜ライフサイエンス事業＞

該当事項はありません。

＜合成樹脂事業＞

該当事項はありません。

＜その他＞

該当事項はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間連結会計期間における、本半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（１）経営成績に関する説明

当中間連結会計期間の概況

当中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日）における当社グループを取り巻く事業環境は中東情勢の緊迫化に伴い地政学的リスクが高まるなど不透明な状況が続きました。その中で、当社グループの主要な需要業界の動向について、半導体市場は人工知能（AI）向け関連の需要が想定以上に力強く推移し、市場の成長を牽引しました。フラットパネルディスプレイ市場では、パネルメーカーの稼働率は一部に弱さが見られるものの堅調に推移しました。自動車市場は、当社グループの主要な市場である国内市場の回復が力強さに欠く状況でした。

当社グループはこのような環境の中、デジタルソリューション事業では、電子材料事業において最先端半導体を支える多様な製品群の拡販を、ディスプレイソリューション事業では引き続き成長が期待される中国市場において競争力のある製品を中心に拡販を進めました。合成樹脂事業では、引き続き戦略製品の拡販に注力するとともに、中国・インドの自動車市場、北米の産業資材市場、ロボティクス関連市場など新たな成長分野の開拓に取り組みました。ライフサイエンス事業は、非中核事業として位置付け当該事業の最良の将来のため、聖域なくあらゆる選択肢の検討を継続しております。なお、バイオ医薬品の開発・製造受託（CDMO事業）については、オペレーションの立て直しを実行し生産の安定化、顧客基盤の強化、効率化を推進しました。

以上の結果、当中間連結会計期間の業績は、売上収益は前年同期比27.8%増の2,651億18百万円、営業利益は前年同期比121.6%増の420億48百万円となりました。また、親会社の所有者に帰属する中間利益は、前年同期比361.8%増の156億99百万円となりました。

なお、当社は、前連結会計年度において、体外診断用医薬品事業及び体外診断用医薬品材料事業、バイオプロセス材料事業を非継続事業に分類しており、前中間連結会計期間の売上収益、営業利益を組み替えて比較分析しております。

（単位：百万円）

区分	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	比率
売上収益						
デジタルソリューション事業	117,501	56.6%	152,252	57.4%	34,752	29.6%
合成樹脂事業	45,650	22.0%	51,888	19.6%	6,238	13.7%
ライフサイエンス事業	40,718	19.6%	60,571	22.8%	19,852	48.8%
その他事業	3,652	1.8%	407	0.2%	△3,245	△88.9%
合計	207,521	100.0%	265,118	100.0%	57,597	27.8%

国内売上収益	62,291	30.0%	80,136	30.2%	17,845	28.6%
海外売上収益	145,231	70.0%	184,983	69.8%	39,752	27.4%

区分	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		増減	
	金額	売上収益比	金額	売上収益比	金額	比率
営業利益	18,979	9.1%	42,048	15.9%	23,069	121.6%
親会社の所有者に帰属する中間利益	3,400	1.6%	15,699	5.9%	12,299	361.8%

① デジタルソリューション事業部門

デジタルソリューション事業につきましては、電子材料事業でアジア市場での先端半導体向け材料需要が力強く牽引し売上収益は前年同期を大きく上回りました。

営業利益は、電子材料事業の売上収益増加が寄与し前年同期を大きく上回りました。

以上の結果、当中間連結会計期間のデジタルソリューション事業部門の売上収益は前年同期比29.6%増の1,522億52百万円、営業利益は前年同期比62.7%増の357億74百万円となりました。

② 合成樹脂事業部門

合成樹脂事業につきましては、国内・中国向け需要が軟調に推移したほか、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の上昇により原材料価格が高騰しましたが、販売価格への転嫁を進めたことにより売上収益は前年同期を上回りました。

営業利益は、価格改定によるスプレッドの改善等により前年同期を上回りました。

以上の結果、当中間連結会計期間の合成樹脂事業部門の売上収益は前年同期比13.7%増の518億88百万円、営業利益は前年同期比368.9%増の34億74百万円となりました。

③ ライフサイエンス事業部門

CDMO事業は、当社グループのKBI Biopharma, Inc.にて顧客との過去の取引に関する収益を一括で認識した影響で売上収益、営業利益ともに前年同期を大幅に上回りました。また、CRO事業での継続的コスト抑制による損益改善等により前年同期を上回りました。

以上の結果、当中間連結会計期間のライフサイエンス事業部門の売上収益は前年同期比48.8%増の605億71百万円、営業利益は49億20百万円の損失から37億45百万円の利益へと大きく改善しました。

（２）財政状態の概況と分析

① 資産

当中間連結会計期間の資産は、主に営業債権及びその他の債権の減少により、前期末比491億26百万円減の１兆1,219億62百万円となりました。

② 負債

当中間連結会計期間の負債は、主に借入金の減少により、前期末比727億61百万円減の6,593億39百万円となりました。

③ 資本

当中間連結会計期間の資本は、主に利益剰余金の増加により、前期末比236億35百万円増の4,626億23百万円となりました。

（３）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間の現金及び現金同等物（以下「資金」）は、前期末比149億97百万円減の679億76百万円となりました。

営業活動による資金収支は、178億96百万円の収入（前年同期は232億89百万円の収入）となりました。主な科目は、減価償却費及び償却費259億53百万円であります。

投資活動による資金収支は、186億67百万円の収入（前年同期は43億98百万円の支出）となりました。主な科目は、事業譲渡による収入288億17百万円であります。

財務活動による資金収支は、517億60百万円の支出（前年同期は175億93百万円の支出）となりました。主な科目は、長期借入金の返済による支出561億37百万円であります。

（４）事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

（５）研究開発活動

当中間連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は仕入品に係る受託研究費を含めて195億38百万円であります。

３【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	280,000,000
Ａ種優先株式	10,000,000
Ｂ種優先株式	10,000,000
計	300,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年９月30日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月16日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	102,242,573	102,242,573	非上場	単元株制度を採用しておりません。（注）１
Ａ種優先株式	1,868,933	1,868,933	非上場	単元株制度を採用しておりません。（注）１、２、４
Ｂ種優先株式	1,868,933	1,868,933	非上場	単元株制度を採用しておりません。（注）１、３、４
計	105,980,439	105,980,439	－	－

(注) １　当社の株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない旨を定款に定めています。

(注) ２　Ａ種優先株式の内容は次のとおりです。

(１) Ａ種優先配当金

① 当社は、Ａ種優先株式について剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日（基準日がない場合は当該剰余金の配当の効力発生日とする。本章において以下同じ。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下「Ａ種優先株主」という。）又はＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ａ種優先登録質権者」という。）に対し、(注) ４、①に定める支払順位に従い、Ａ種優先株式１株につき次項に定める額の配当金（以下「Ａ種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該基準日の属する事業年度中の、当該基準日より前の日を基準日としてＡ種優先株主又はＡ種優先登録質権者に対して剰余金を既に配当したとき（Ａ種累積未払優先配当金の配当を除く。）においてその後に行われる当該事業年度に属する日を基準日とする配当については、その額を控除した金額をＡ種優先配当金とする。

② ある事業年度におけるＡ種優先株式１株当たりのＡ種優先配当金の額は、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額に年率1.0%を乗じて算出した金額（但し、2025年３月31日に終了する事業年度におけるＡ種優先配当金の額は、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額に年率1.0%を乗じて算出した金額を、2024年４月22日（以下「Ａ種払込期日」という。）（同日を含む。）から2025年３月31日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を365日として日割計算をして算出される金額）とする（除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第４位まで算出し、その小数点以下第４位を四捨五入する。）。

③ ある事業年度においてＡ種優先株主又はＡ種優先登録質権者に対して支払うＡ種優先株式１株当たりの剰余金の配当の額が前項に定めるＡ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額について年率1.0%の複利計算（なお、当該計算は、１年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第４位まで算出し、その小数点以下第４位を四捨五入する。）を行った金額が当該事業年度の末日の翌日（以下「翌期開始日（Ａ種優先株式）」という。）以降実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間において累積し、累積した不足額（以下「Ａ種累積未払優先配当金」という。）については、翌期開始日（Ａ種優先株式）以降、(注) ４、①に定める支払順位に従い、Ａ種累積未払優先配当金の額に達するまで、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録質権者に対して配当する。

④ 当社は、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録質権者に対しては、Ａ種優先配当金及びＡ種累積未払優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第１項第12号ロ若しくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当については、この限りではない。

(２)Ａ種優先株主に対する残余財産の分配

当社は、Ａ種優先株式について残余財産の分配をするときは、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録質権者に対し、(注)４、②の支払順位に従い、Ａ種優先株式１株につき、残余財産分配日において以下のとおり算出される金額（以下「Ａ種取得価額」という。）に相当する金額の金銭を支払う。

Ａ種取得価額＝Ａ種基準取得価額－Ａ種控除価額

Ａ種基準取得価額＝Ａ種優先株式１株当たりの払込金額 ×（1＋0.02）p＋(p’/365)（注１）
注１：Ａ種払込期日（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を１年毎の期間及び余りの日数で表現し、「p年と余りがp’日」とする。

Ａ種控除価額＝Ａ種優先株式１株当たりの支払済Ａ種優先配当金 ×（1＋0.02）x＋(x’/365)（注２）
注２：残余財産分配日までの間にＡ種優先配当金（Ａ種累積未払優先配当金を含む。以下この注書きにおいて同じ。）が支払われた場合、当該支払日（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を１年毎の期間及び余りの日数で表現し、「x年と余りがx’日」とする。なお、Ａ種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、支払済Ａ種優先配当金のそれぞれにつき上記の計算式により計算された値を合計したものをＡ種控除価額とする。

(３)Ａ種優先株主による金銭を対価とする取得請求権

Ａ種優先株主は、金銭を対価とする取得請求権を有しない。

(４)Ａ種優先株主による普通株式を対価とする取得請求権

①　Ａ種優先株主は、いつでも、法令に反しない範囲で、次項に定める条件で、当社がＡ種優先株式を取得するのと引換えに、当社の普通株式を交付することを請求することができる。

②　Ａ種優先株式１株の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、以下の計算式に従って算出される。なお、Ａ種優先株主が取得を請求した全てのＡ種優先株式について、その引換えに交付すべき普通株式の数を算出の上で合計し、普通株式１株に満たない端数が生じた場合には、当社はＡ種転換価額（次項に定める。以下同じ。）に当該端数を乗じて算出する金銭をＡ種優先株主に交付する。

取得と引換えに交付すべき普通株式の数＝Ａ種取得価額（注３） ÷ Ａ種転換価額
注３：(２)Ａ種優先株主に対する残余財産の分配に定める計算式における「残余財産分配日」を「Ａ種優先株式の取得が効力を生じる日」に読み替えて計算する。

③　Ａ種転換価額は以下のとおりとする。

（ア）Ａ種転換価額は、当初、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額と同額とする。

（イ）当社が普通株式につき株式の分割若しくは併合又は株式無償割当てを行う場合、以下の計算式によりＡ種転換価額を調整する。なお、調整の結果、１円未満の端数が生じた場合、小数第１位を四捨五入する。

$$\text{調整後のＡ種転換価額} = \text{調整前のＡ種転換価額} \times \frac{\text{株式の分割・併合・無償割当て前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式の分割・併合・無償割当て後の普通株式の発行済株式数}}$$

調整後のＡ種転換価額は、株式の分割を行う場合は当該株式の分割にかかる基準日の翌日以降、株式の併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式の併合又は株式無償割当ての効力発生日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

（ウ）当社において以下に掲げる事由が発生した場合には、以下の計算式によりＡ種転換価額を調整する。
なお、調整の結果、１円未満の端数が生じた場合、小数第１位を四捨五入する。

$$\text{調整後のＡ種転換価額} = \text{調整前のＡ種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額・発行価額}}{\text{調整前Ａ種転換価額}}}{\text{株式総数}+\text{新規発行株式数}}$$

なお、本項において、「株式総数」とは、調整後のＡ種転換価額を適用する日の前日時点における、当社の普通株式の発行済株式数と、Ａ種優先株式及び当社が当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役若しくは従業員（以下「役職員等」という。）又は当該役職員等を構成員とする持株会に対して当社又は当社の子会社のインセンティブプランとして発行した当社の普通株式を目的とする新株予約権の全てについて、当社の普通株式に転換したとみなしたときに発行される普通株式の数との合計数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数をいう。

（ａ）調整前のＡ種転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行（自己株式の処分を含む。以下同じ。）する場合（但し、(Ａ)株式無償割当ての場合、(Ｂ)潜在株式等（発行済み（当社が保有するものを除く。）の取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同じ。）、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき、又は、一定の事由の発生を条件として、当社の普通株式に転換し、又は、当社の普通株式を取得し得る地位を伴う権利又は証券）の行使又は転換による場合、（Ｃ）合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は、（Ｄ）会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。） なお、本(a)の場合、上記の計算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、それぞれ読み替えるものとする。本(a)の場合の調整後のＡ種転換価額は、Ａ種払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日。本③において以下同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

（ｂ）当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合（株式無償割当ての場合を含む。）で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の１株当たりの対価の額として当社の取締役（但し、当社が取締役会設置会社となった場合には、取締役会）が決定又は決議した額が調整前のＡ種転換価額を下回る場合 なお、本(ｂ)の場合、上記の計算式における「新規発行株式数」は、本（ｂ）による調整の適用の日にかかる発行する株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とし、「１株当たりの発行価額」は、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の１株当たりの対価の額とする。本（ｂ）の場合の調整後のＡ種転換価額は、Ａ種払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合には当該株式無償割当ての効力発生日（当該株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

（ｃ）当社の普通株式若しくは普通株式に転換し得る株式を目的とする新株予約権、又は、普通株式若しくは普通株式に転換し得る株式に転換し得る新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）で、普通株式１株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使又は転換に際して出資される財産の普通株式１株当たりの価額の合計額が調整前のＡ種転換価額を下回る場合（但し、当社が当社若しくは当社の子会社の役職員等又は当該役職員等を構成員とする持株会に対して当社又は当社の子会社のインセンティブプランとして新株予約権を発行する場合には、当該発行後において当社が当社若しくは当社の子会社の役職員等又は当該役職員等を構成員とする持株会に対して当社又は当社の子会社のインセンティブプランとして発行した新株予約権（但し、発行後権利行使されることなく放棄されたもの又は消却されたものを含まない。）の目的たる株式の合計数が発行済株式数の５％を超えないときは適用されない。）なお、本(c)の場合、上記の計算式における「新規発行株式数」は、本（ｃ）による調整の適用の日に、かかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とし、「１株当たりの発行価額」は、普通株式１株当たりのかかる新株予約権の払込金額とかかる新株予約権の行使又は転換に際して出資される財産の普通株式１株当たりの価額の合計額とする。本（ｃ）の場合の調整後のＡ種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日（当該新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(５)Ａ種優先株式に係る取得条項

①　当社は、いつでも、法令に反しない範囲で、次項に定める条件で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、Ａ種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

②　Ａ種優先株式１株の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、以下の計算式に従って算出される。なお、当社が取得を請求した全てのＡ種優先株式について、その引換えに交付すべき普通株式の数を算出の上で合計し、普通株式１株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条に従い処理する。

取得と引換えに交付すべき普通株式の数＝Ａ種取得価額（注４）　÷　Ａ種転換価額

注４：(２)Ａ種優先株主に対する残余財産の分配に定める計算式における「残余財産分配日」を「Ａ種優先株式の取得が効力を生じる日」に読み替えて計算する。

③　当社は、Ａ種優先株式の一部を取得する場合、按分比例又は抽選により当該一部を決定する。

(６)Ａ種優先株主の議決権

Ａ種優先株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。

(７)Ａ種優先株式の併合又は分割、募集株式の割当等

①　当社は、Ａ種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。

②　当社は、Ａ種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

③　当社は、Ａ種優先株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(注)３　Ｂ種優先株式の内容は次のとおりです。

(１)Ｂ種優先配当金

①　当社は、Ｂ種優先株式について剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日（基準日がない場合は当該剰余金の配当の効力発生日とする。本章において以下同じ。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたＢ種優先株式を有する株主（以下「Ｂ種優先株主」という。）又はＢ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ｂ種優先登録質権者」という。）に対し、(注)４、①に定める支払順位に従い、Ｂ種優先株式１株につき次項に定める額の配当金（以下「Ｂ種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該基準日の属する事業年度中の、当該基準日より前の日を基準日としてＢ種優先株主又はＢ種優先登録質権者に対して剰余金を既に配当したとき（Ｂ種累積未払優先配当金の配当を除く。）においてその後に行われる当該事業年度に属する日を基準日とする配当については、その額を控除した金額をＢ種優先配当金とする。

②　あるＢ種優先株式１株当たりのＢ種優先配当金の額は、Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額に以下に掲げる割合を乗じて得られる額（但し、2025年３月31日に終了する事業年度におけるＢ種優先配当金の額は、Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額に年率10.5%を乗じて得られる額を、2024年４月22日（以下「Ｂ種払込期日」という。）（同日を含む。）から2025年３月31日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を365日として日割計算をして算出される金額）とする（除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第４位まで算出し、その小数点以下第４位を四捨五入する。）。但し、借入人としての当社、シニア貸付人としての株式会社みずほ銀行及びシニアエージェントとしての株式会社みずほ銀行の間の2024年４月17日付金銭消費貸借契約書（その後の変更及び適格シニア借換後の契約を含み、以下「本シニア貸付契約」という。なお、本条において適格シニア借換とは、シニア貸付人としての株式会社みずほ銀行、シニアエージェントとしての株式会社みずほ銀行、メザニン貸付人としての株式会社みずほ銀行及び株式会社日本政策投資銀行、メザニンエージェントとしての株式会社みずほ銀行並びに借入人としての当社の間の2024年４月17日付債権者間協定書に定義される適格リファイナンス契約の要件に準じる要件（但し、同要件のうち(４)については、「新たな満期日がＢ種払込期日の７年６ヶ月後の日の翌日以降とならないこと（同日を越える範囲でコミットメントラインのコミットメント期間を延長しないことを含む。）」と読み替える。）を全て満たす借換をいう。）、並びに、借入人としての当社、メザニン貸付人としての株式会社みずほ銀行及び株式会社日本政策投資銀行並びにメザニンエージェントとしての株式会社みずほ銀行の間の2024年４月17日付劣後金銭消費貸借契約書（その後の変更及び適格メザニン借換後の契約を含み、以下「本メザニン貸付契約」という。なお、本条において適格メザニン借換とは、借換後の貸付が、借換前の貸付対比で、上記適格リファイナンス契約の要件に準じる要件（但し、同要件のうち(４)については、「新たな満期日がＢ種払込期日の７年６ヶ月後の日の翌日以降とならないこと」と読み替える。）を全て満たす借換をいう。）に基づき、その貸付の実行が全て終了し、かつ、当社がその債権者に対して負う債務が完済されるまでは、本項に基づき支払われるＢ種優先配当金の額は、両契約に基づき支払可能な額（以下「Ｂ種優先配当金支払上限額」という。）を上限とし、本項に定める額がＢ種

優先配当金支払上限額を超える場合には、本項に基づき支払われるＢ種優先配当金の額は、Ｂ種優先配当金支払上限額とする。

Ｂ種払込期日の１年後の応当日の前日まで：年率10.5%
Ｂ種払込期日の１年後の応当日以降Ｂ種払込期日の５年後の応当日の前日まで：年率 11.5%
Ｂ種払込期日の５年後の応当日以降：年率12.5%

③ ある事業年度においてＢ種優先株主又はＢ種優先登録質権者に対して支払うＢ種優先株式１株当たりの剰余金の配当の額が前項に定めるＢ種優先配当金の額（但し、当該Ｂ種優先配当金の額は、前項但書の規定が適用されないものとして算出する。）に達しないときは、その不足額について前項記載の割合による複利計算（なお、当該計算は、１年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第４位まで算出し、その小数点以下第４位を四捨五入する。）を行った金額が当該事業年度の末日の翌日（以下「翌期開始日（Ｂ種優先株式）」という。）以降実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間において累積し、累積した不足額（以下「Ｂ種累積未払優先配当金」という。）については、翌期開始日（Ｂ種優先株式）以降、(注)４、①に定める支払順位に従い、Ｂ種累積未払優先配当金の額に達するまで、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録質権者に対して配当する。但し、本シニア貸付契約及び本メザニン貸付契約に基づき、その貸付の実行が全て終了し、かつ、当社がその債権者に対して負う債務が完済されるまでは、本項に基づき支払われるＢ種累積未払優先配当金の額は、両契約に基づき支払可能な額（以下「Ｂ種累積未払優先配当金支払上限額」という。）を上限とし、本項に定める額がＢ種累積未払優先配当金支払上限額を超える場合には、Ｂ種累積未払優先配当金の額は、Ｂ種累積未払優先配当金支払上限額とする。

④ 当社は、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録質権者に対しては、Ｂ種優先配当金及びＢ種累積未払優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第１項第12号ロ若しくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当については、この限りではない。

(２) Ｂ種優先株主に対する残余財産の分配

当社は、Ｂ種優先株式について残余財産の分配をするときは、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録質権者に対し、(注)４、②に定める支払順位に従い、Ｂ種優先株式１株につき、残余財産分配日において以下のとおり算出される金額（以下「Ｂ種取得価額」という。）に相当する金額の金銭を支払う。

Ｂ種取得価額＝Ｂ種基準取得価額－Ｂ種控除価額

Ｂ種基準取得価額は、以下のとおりとする。

（残余財産分配日がＢ種払込期日の１年後の応当日の前日以前である場合）

Ｂ種基準取得価額＝Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額 ×（1＋α）$^{p+(p'/365)}$（注５）

（残余財産分配日がＢ種払込期日の１年後の応当日以降、5年後の応当日の前日以前である場合）

Ｂ種基準取得価額＝Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額 ×（1＋α）×（1＋β）$^{p-1+(p'/365)}$（注５）

（残余財産分配日がＢ種払込期日の５年後の応当日以降である場合）

Ｂ種基準取得価額＝Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額 ×（1＋α）×（1+β）^{4}×（1＋γ）$^{p-5+(p'/365)}$（注５）

注５：Ｂ種払込期日（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を12ヶ月毎の期間及び余りの日数で表現し、「12ヶ月の期間がp回と余りがp'日」とする。 また、α=0.105、β＝0.115、γ＝0.125とする。

Ｂ種控除価額は、以下のとおりとする。
（残余財産分配日がＢ種払込期日の１年後の応当日の前日以前である場合）
Ｂ種控除価額＝Ｂ種優先株式１株当たりの支払済Ｂ種優先配当金 ×（1＋α）$^{x/365}$（注６）

（残余財産分配日がＢ種払込期日の１年後の応当日以降、５年後の応当日の前日以前である場合）
Ｂ種控除価額＝Ｂ種優先株式１株当たりの支払済Ｂ種優先配当金 ×（1＋α）$^{x/365}$×（1＋β）$^{y+(y'/365)}$（注６）

（残余財産分配日がＢ種払込期日の５年後の応当日以降である場合）
Ｂ種控除価額＝Ｂ種優先株式１株当たりの支払済Ｂ種優先配当金 ×（1＋α）$^{x/365}$×（1＋β）$^{y+(y'/365)}$×（1＋γ）$^{z+(z'/365)}$（注６）

注６：残余財産分配日までの間にＢ種優先配当金（Ｂ種累積未払優先配当金を含む。）が支払われた場合、当該支払日（同日を含む。）からＢ種払込期日の１年後の応当日の前日又は残余財産分配日のいずれか早い日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数をxとし、Ｂ種払込期日の１年後の応当日又は当該支払日のいずれか遅い日（同日を含む。）からＢ種払込期日の５年後の応当日の前日又は残余財産 分配日のいずれか早い日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を12ヶ月毎の期間及び余りの日数で表現し、「12ヶ月の期間がy回と余りがy'日」とし、Ｂ種払込期日の５年後の応当日又は当該支払日のいずれか遅い日（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を12ヶ月毎の期間及び余りの日数で表現し、「12ヶ月の期間がz回と余りがz'日」とする。また、α=0.105、β＝0.115、γ＝0.125とし、x、y、y'、z、z'いずれもマイナスとなる場合には０とみなす。

(３) Ｂ種優先株主による金銭を対価とする取得請求権

① Ｂ種優先株主は、いつでも、Ｂ種取得請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第２項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録質権者が指定する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。）を取得請求が効力を生じる日（以下「Ｂ種取得請求日」という。）として、当社に対して書面による通知を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するＢ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「Ｂ種取得請求」という。）ができる。

② 当社は、Ｂ種取得請求日において、当該Ｂ種取得請求に係るＢ種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該Ｂ種取得請求に係るＢ種優先株式の数に、Ｂ種取得請求日におけるＢ種取得価額（(２) Ｂ種優先株主に対する残余財産の分配に定める計算式における「残余財産分配日」を「Ｂ種取得請求日」に読み替えて計算する。）を乗じて得られる額の金銭を、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録質権者に対して交付する。なお、Ｂ種取得請求に係るＢ種優先株式の取得と引換えにＢ種優先株主又はＢ種優先登録質権者に対して交付すべき金銭に１円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

(４) Ｂ種優先株式に係る金銭を対価とする取得条項

① 当社は、Ｂ種払込期日の１年後の応当日以降いつでも、Ｂ種取得日（以下に定義する。）が到来することをもって、Ｂ種優先株主及びＢ種優先登録質権者に対して、Ｂ種取得日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令に反しない範囲で、当社の取締役（但し、当社が取締役会設置会社となった場合には、取締役会）の決定又は決議により定める日を取得が効力を生じる日（以下「Ｂ種取得日」という。）として、金銭を対価として、Ｂ種優先株式の全部又は一部を取得すること（以下「Ｂ種取得条項行使」という。）ができる。

② 当社は、Ｂ種取得日において、当該Ｂ種取得条項行使に係るＢ種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該Ｂ種取得条項行使に係るＢ種優先株式の数に、Ｂ種取得日におけるＢ種取得価額（(２) Ｂ種優先株主に対する残余財産の分配に定める計算式における「残余財産分配日」を「Ｂ種取得日」に読み替えて計算する。）を乗じて得られる額の金銭を、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録質権者に対して交付する。なお、Ｂ種取得条項行使に係るＢ種優先株式の取得と引換えにＢ種優先株主又はＢ種優先登録質権者に対して交付すべき金銭に１円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

③ 当社は、Ｂ種優先株式の一部を取得する場合、按分比例又は抽選により当該一部を決定する。

(５)Ｂ種優先株主の議決権

Ｂ種優先株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。

(６)Ｂ種優先株式の併合又は分割、募集株式の割当等

①　当社は、Ｂ種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。

②　当社は、Ｂ種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

③　当社は、Ｂ種優先株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(注)４　支払い順位の内容は次のとおりです。

①　Ａ種優先配当金、Ａ種累積未払優先配当金、Ｂ種優先配当金、Ｂ種累積未払優先配当金並びに普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に対する剰余金の配当の支払順位は、Ａ種優先配当金及びＢ種優先配当金を第１順位、Ａ種累積未払優先配当金及びＢ種累積未払優先配当金を第２順位、普通株主及び普通登録質権者に対する剰余金の配当を第３順位とする。

②　Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、Ａ種優先株式及びＢ種優先株式を第１順位、普通株式に係る残余財産の分配を第２順位とする。

③　当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2026年２月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　１名 当社執行役員（取締役を除く）　８名 当社従業員　1,836名 当社 100%出資国内子会社役員及び従業員　544名
新株予約権の数　※	2,611,460個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数　※	普通株式　2,611,460株（注）１
新株予約権の行使時の払込金額　※	１株当たり　5,352円　（注）２
新株予約権の行使期間　※	2028年２月27日～2041年２月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額　※	発行価格　6,291円　（注）３ 資本組入額　3,146円
新株予約権の行使の条件　※	①　権利行使時において、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場していること。 ②　新株予約権を行使する者が、相続によって新株予約権を取得したものではないこと。ただし、当社の取締役又は執行役員に割り当てられた新株予約権であって、新株予約権者たる当該取締役又は執行役員が新株予約権の行使期間内に死亡したものの、新株予約権割当契約に基づく当社による取得が行われなかったものについては、本②を行使の条件としないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項　※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	該当なし

※　新株予約権証券の発行時（2026年４月１日）における内容を記載しております。

（注）１　本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」）は 1 株としております。なお、当社が、本新株予約権を割り当てる日以降、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとしております。

調整後の付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割・併合の比率

２　当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

３　「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。

決議年月日	2026年７月28日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　137名 当社 100%出資国内子会社役員及び従業員　14名
新株予約権の数　※	63,300個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数　※	普通株式　63,300株（注）１
新株予約権の行使時の払込金額　※	１株当たり　5,352円　（注）２
新株予約権の行使期間　※	2028年７月28日～2041年２月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額　※	発行価格　6,291円　（注）３ 資本組入額　3,146円
新株予約権の行使の条件　※	①　権利行使時において、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場していること。 ②　新株予約権を行使する者が、相続によって新株予約権を取得したものではないこと。ただし、当社の取締役又は執行役員に割り当てられた新株予約権であって、新株予約権者たる当該取締役又は執行役員が新株予約権の行使期間内に死亡したものの、新株予約権割当契約に基づく当社による取得が行われなかったものについては、本②を行使の条件としないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項　※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	該当なし

※　新株予約権証券の発行時（2026年９月１日）における内容を記載しております。

（注）１　本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」）は 1 株としております。なお、当社が、本新株予約権を割り当てる日以降、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとしております。

調整後の付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割・併合の比率

２　当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

３　「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。

②【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2026年４月１日～2026年９月30日	－	普通株式 102,242,573 A種優先株式 1,868,933 B種優先株式 1,868,933	－	16,300	－	16,000

（５）【大株主の状況】

① 所有株式数別

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合（%）
JIC PE共同投資ファンド１号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目３番１号	95,085,592	89.72
JIC PEファンド１号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目３番１号	7,156,981	6.75
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目５番５号	1,868,933	1.76
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町一丁目９番６号	1,868,933	1.76
計	－	105,980,439	100.00

(注) １　株式会社みずほ銀行の所有株式数1,868,933株は、2024年４月に発行したＡ種優先株式です。
なお、当該Ａ種優先株式には、当社の株主総会における議決権は付与されておりません。
２　株式会社日本政策投資銀行の所有株式数1,868,933株は、2024年４月に発行したＢ種優先株式です。
なお、当該Ｂ種優先株式には、当社の株主総会における議決権は付与されておりません。

② 所有議決権数別

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数（個）	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合（%）
JIC PE共同投資ファンド１号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目３番１号	95,085,592	93.00
JIC PEファンド１号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目３番１号	7,156,981	7.00
計	－	102,242,573	100.00

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）		議決権の数（個）	内容
無議決権株式	Ａ種優先株式 Ｂ種優先株式	1,868,933 1,868,933	－	（注）
議決権制限株式（自己株式等）		－	－	－
議決権制限株式（その他）		－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）		－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式	102,242,573	102,242,573	単元株制度を採用しておりません。
単元未満株式		－	－	－
発行済株式総数		105,980,439	－	－
総株主の議決権		－	102,242,573	－

（注）Ａ種優先株式とＢ種優先株式の内容は「（１）株式の総数等　②発行済株式数（注）」に記載のとおりです。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１　要約中間連結財務諸表の作成方法について

当社の要約中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下「IAS第34号」という。）に準拠して作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号の上欄に掲げる会社に該当しますが、同項ただし書後段の規定に基づき、連結財務諸表規則第１編及び第５編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２　監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による期中レビューを受けております。

１【要約中間連結財務諸表】

（１）【要約中間連結財政状態計算書】

（単位：百万円）

	注記	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		82,973	67,976
営業債権及びその他の債権		124,110	102,510
棚卸資産		97,717	104,698
その他の金融資産	12	340	665
その他の流動資産		12,341	13,291
流動資産合計		317,481	289,140
非流動資産			
有形固定資産		171,778	166,754
のれん		280,076	280,076
その他の無形資産		329,434	318,306
持分法で会計処理されている投資		3,130	3,019
退職給付に係る資産		11,858	12,156
その他の金融資産	12	49,658	45,713
その他の非流動資産		4,483	4,502
繰延税金資産		3,189	2,297
非流動資産合計		853,607	832,822
資産合計		1,171,088	1,121,962

（単位：百万円）

	注記	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務		83,249	92,044
契約負債		33,982	30,912
社債及び借入金	8	11,125	24,557
未払法人所得税		30,004	12,243
引当金		1,585	1,278
その他の金融負債	12	25,661	17,386
その他の流動負債		7,647	7,489
流動負債合計		193,254	185,910
非流動負債			
契約負債		745	1,662
社債及び借入金		415,219	355,783
退職給付に係る負債		7,676	7,686
引当金		7,131	7,116
その他の金融負債	12	13,729	12,626
その他の非流動負債		2,421	2,306
繰延税金負債		91,925	86,250
非流動負債合計		538,846	473,430
負債合計		732,100	659,339
資本			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金		11,300	11,300
資本剰余金		545,110	545,510
利益剰余金		△161,004	△145,306
その他の資本の構成要素		11,874	15,608
親会社の所有者に帰属する持分合計		407,279	427,112
非支配持分		31,708	35,510
資本合計		438,988	462,623
負債及び資本合計		1,171,088	1,121,962

（２）【要約中間連結損益計算書及び要約中間連結包括利益計算書】

【要約中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	注記	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
継続事業			
売上収益	４，９	207,521	265,118
売上原価		△124,404	△144,716
売上総利益		83,117	120,402
販売費及び一般管理費		△67,549	△76,062
その他の営業収益	10	6,307	2,533
その他の営業費用	10	△2,953	△4,785
持分法による投資損益		57	△40
営業利益	４	18,979	42,048
金融収益		1,222	462
金融費用		△17,128	△18,813
税引前中間利益		3,073	23,697
法人所得税		△1,022	△6,556
継続事業からの中間利益		2,051	17,142
非継続事業			
非継続事業からの中間利益	５	1,807	－
中間利益		3,858	17,142
中間利益の帰属			
親会社の所有者		3,400	15,699
非支配持分		459	1,443
合計		3,858	17,142
１株当たり中間利益			
基本的１株当たり中間利益（円）	11	32.76	153.06
継続事業	11	15.35	153.06
非継続事業	11	17.41	－
希薄化後１株当たり中間利益（円）	11	32.64	150.66
継続事業	11	15.29	150.66
非継続事業	11	17.35	－

【要約中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	注記	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
中間利益		3,858	17,142
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の純変動額		5,387	△478
確定給付負債（資産）の再測定額		85	―
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額		2,613	4,225
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分		△191	△76
税引後その他の包括利益合計		7,895	3,671
中間包括利益合計		11,753	20,812
中間包括利益合計額の帰属			
親会社の所有者		11,198	19,449
非支配持分		555	1,364
合計		11,753	20,812

（３）【要約中間連結持分変動計算書】

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素	合計		
2025年４月１日残高		11,300	545,152	△215,804	△2,054	338,594	31,086	369,680
中間利益				3,400		3,400	459	3,858
その他の包括利益					7,798	7,798	96	7,895
中間包括利益合計		―	―	3,400	7,798	11,198	555	11,753
株式報酬取引								
配当金						―	△115	△115
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替				△957	957	―		―
非支配持分を伴う子会社の設立						―		―
その他の増減額			△42	36	0	△6	△33	△39
所有者との取引額等合計		―	△42	△921	957	△6	△148	△154
2025年９月30日残高		11,300	545,110	△213,326	6,701	349,785	31,494	381,279

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素	合計		
2026年４月１日残高		11,300	545,110	△161,004	11,874	407,279	31,708	438,988
中間利益				15,699		15,699	1,443	17,142
その他の包括利益					3,750	3,750	△79	3,671
中間包括利益合計		―	―	15,699	3,750	19,449	1,364	20,812
株式報酬取引			385			385	0	385
配当金						―	△484	△484
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替				△39	39	―	―	―
非支配持分を伴う子会社の設立						―	2,923	2,923
その他の増減額			14	38	△54	△1	△0	△1
所有者との取引額等合計		―	400	△0	△15	384	2,439	2,823
2026年９月30日残高		11,300	545,510	△145,306	15,608	427,112	35,510	462,623

（４）【要約中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	注記	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間利益		3,073	23,697
非継続事業からの税引前中間利益	5	1,954	―
減価償却費及び償却費		24,486	25,953
受取利息及び受取配当金		△579	△462
支払利息		17,147	14,611
持分法による投資損益		△57	40
減損損失（又は戻入れ）		23	2,687
為替差損益（△は益）		△288	2,978
事業譲渡益		―	△683
売上債権の増減額（△は増加）		△8,467	△6,701
棚卸資産の増減額（△は増加）		△4,395	△6,858
仕入債務の増減額（△は減少）		△785	10,317
その他		3,479	△9,841
配当金の受取額		229	122
利息の受取額		375	367
利息の支払額		△9,849	△8,147
法人税等の支払額		△3,233	△30,187
法人税等の還付額		175	2
営業活動によるキャッシュ・フロー		23,289	17,896
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産等の取得による支出		△14,478	△14,198
有形固定資産等の売却による収入		82	1,079
投資有価証券の取得による支出		△225	△72
投資有価証券の売却による収入		2,983	30
連結範囲の変動を伴う子会社株式の売却による収入		7,261	―
事業譲渡による収入	5	―	28,817
貸付けによる支出		△6	△10
貸付金の回収による収入		18	29
その他		△33	2,993
投資活動によるキャッシュ・フロー		△4,398	18,667

（単位：百万円）

	注記	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額（△は減少）		△4,020	4,000
長期借入金の返済による支出		△11,564	△56,137
長期借入金の借入れによる収入		13,060	11
社債の償還による支出	8	△13,000	―
配当金の支払額		△2	△26
非支配株主への配当金の支払額		△115	△484
非支配持分からの払込による収入		―	2,923
リース負債の返済による支出		△1,941	△2,060
その他		△10	13
財務活動によるキャッシュ・フロー		△17,593	△51,760
現金及び現金同等物に係る為替換算差額の影響額		△1,293	200
現金及び現金同等物の増減額		5	△14,997
現金及び現金同等物の期首残高		52,908	82,973
売却目的保有に分類される処分グループに係る資産に含まれる現金及び現金同等物の増減額		△2,642	―
現金及び現金同等物の中間期末残高		50,272	67,976

（５）【要約中間連結財務諸表注記】

１．報告企業

JSR株式会社（以下「当社」という。）は、日本に所在する株式会社であります。本要約中間連結財務諸表は、当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）並びに当社の関連会社及び共同支配企業に対する持分により構成されております。当社グループにおいては、「デジタルソリューション事業」、「合成樹脂事業」、「ライフサイエンス事業」を基軸として、これらに関係する事業を行っており、その製品は多岐にわたっております。詳細は、「注記４．セグメント情報」をご参照ください。

２．作成の基礎

(1) 準拠する会計基準

当社グループの要約中間連結財務諸表は、連結財務諸表規則第１条の２に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第312条の規定により、IAS第34号に準拠して作成しております。

なお、要約中間連結財務諸表は、年度の連結財務諸表で要求されている全ての情報を含んでいないため、2026年３月31日に終了した前連結会計年度の連結財務諸表と併せて使用されるべきものであります。

(2) 表示通貨及び単位

当社グループの要約中間連結財務諸表は、当社が営業活動を行う主たる経済環境における通貨である日本円で表示し、百万円未満を四捨五入しております。

(3) 重要な会計上の見積り及び判断

要約中間連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っております。実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した会計期間と将来の会計期間において認識しております。

当要約中間連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、前連結会計年度の連結財務諸表と同様であります。

(4) 未適用の新基準及び解釈指針

要約中間連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が行われた主な公表済みの基準書及び解釈指針のうち、適用が強制されないため、当中間連結会計期間において適用していないものは以下のとおりです。

基準書	基準名	強制適用時期（以降開始年度）	当社グループ適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第18号	財務諸表における表示及び開示	2027年１月１日	2028年３月期	財務業績報告の改善のための純損益計算書における表示及び開示に関する規定の新設

IFRS第18号は、主として純損益計算書の財務業績に関する表示及び開示に関する新たな規定が設けられています。また、IFRS第18号の公表と併せてIAS第７号「キャッシュ・フロー計算書」の改訂等が行われています。これらの適用による要約中間連結財務諸表への影響については検討中です。

(5) 要約中間連結財務諸表の承認

2026年11月16日に、要約中間連結財務諸表は当社代表取締役兼CEO兼社長執行役員堀哲朗及び執行役員（経理、財務、広報担当）江本賢一によって承認されております。

３．重要性がある会計方針

当社グループの要約中間連結財務諸表において適用する重要性がある会計方針は、前連結会計年度の連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当中間連結会計期間の法人所得税費用は、見積年次実効税率を基に算定しております。

４．セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっている事業セグメントを基礎に決定しております。

当社グループは、本社に製品別の事業部を置き、各事業部は取り扱う製品について国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しており、また、中核グループ企業が中心となって国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。したがって、当社グループは、事業部及び中核グループ企業を基礎とした製品別のセグメントから構成されております。

当社グループは、電子材料、ディスプレイソリューション、オプティカルソリューション関連等を製造販売しております「デジタルソリューション事業」、自動車やＯＡ機器・アミューズメント用途等のＡＢＳ樹脂等を製造販売しております「合成樹脂事業」及び創薬支援サービスを提供しております「ライフサイエンス事業」の３つを報告セグメントとしております。

なお、「デジタルソリューション事業」は、製品及びサービスの性質、生産過程の性質及び市場等の経済的特徴の類似性に基づき、複数セグメントを集約した上で報告セグメントとしております。

報告セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している方法と同一であります。

当社は、前連結会計年度において、体外診断用医薬品事業及び体外診断用医薬品材料事業、バイオプロセス材料事業を非継続事業に分類しており、セグメント情報は体外診断用医薬品事業及び体外診断用医薬品材料事業、バイオプロセス材料事業を除く継続事業のみの金額を表示しております。これに伴い、前中間連結会計期間の売上収益及びセグメント損益を組み替えております。

各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
デジタルソリューション事業	＜電子材料事業＞ リソグラフィ材料（フォトレジスト、多層材料）、実装材料、洗浄剤、ＣＭＰ材料、プリカーサー、等 ＜ディスプレイソリューション事業＞ カラー液晶ディスプレイ材料、有機ＥＬディスプレイ材料、等 ＜オプティカルソリューション事業＞ 耐熱透明樹脂および機能性フィルム、光造形、等
合成樹脂事業	ＡＢＳ樹脂、ＡＥＳ樹脂、ＡＳ樹脂、ＡＳＡ樹脂等の合成樹脂
ライフサイエンス事業	創薬支援サービス、等

(2) 報告セグメントの収益及び損益

当社グループの報告セグメントに関する情報は以下のとおりであります。

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注）１	合計	調整額（注）２	連結
	デジタルソリューション	合成樹脂	ライフサイエンス				
外部顧客からの売上収益	117,501	45,650	40,718	3,652	207,521	―	207,521
セグメント損益	21,989	741	△4,920	4,181	21,991	△3,012	18,979

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。
２．セグメント損益の調整額△3,012百万円には、各セグメントに配賦されない全社損益等が含まれております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注）１	合計	調整額（注）２	連結
	デジタルソリューション	合成樹脂	ライフサイエンス				
外部顧客からの売上収益	152,252	51,888	60,571	407	265,118	―	265,118
セグメント損益	35,774	3,474	3,745	202	43,195	△1,147	42,048

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。
２．セグメント損益の調整額△1,147百万円には、各セグメントに配賦されない全社損益等が含まれております。

５.売却目的保有に分類される処分グループ及び非継続事業

（１）売却目的保有に分類される処分グループ

該当事項はありません。

（２）非継続事業

（株式会社医学生物学研究所およびJSRライフサイエンス株式会社を含む体外診断用医薬品事業、 体外診断用医薬品材料事業の承継のための吸収分割及び株式譲渡）

当社は2025年４月22日開催の取締役会において、新たにJSR-01株式会社（以下、「新設会社」）を設立し、ライフサイエンス事業に属する当社子会社である株式会社医学生物学研究所およびJSRライフサイエンス株式会社を含む体外診断用医薬品事業、体外診断用医薬品材料事業を新設会社へ吸収分割により承継させるとともに、株式会社トクヤマへ新設会社の全ての発行済株式を譲渡することを決定し、株式譲渡契約を締結いたしました。新設会社の設立は2025年６月９日に完了しており、2025年10月１日に株式の譲渡を実行いたしました。前連結会計年度において体外診断用医薬品事業、体外診断用医薬品材料事業を非継続事業に分類しております。

①非継続事業からの損益

非継続事業からの損益は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
売上収益	6,419	-
売上原価及び費用	△4,872	-
非継続事業税引前中間利益	1,546	-
法人所得税	△420	-
非継続事業からの中間利益	1,127	-

非継続事業に係る基本的及び希薄化後１株当たり中間利益は要約中間連結損益計算書をご参照ください。

②非継続事業から生じたキャッシュ・フロー

非継続事業からのキャッシュ・フローは、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	808	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△122	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△23	-
現金及び現金同等物換算差額	11	-
合計	675	-

（バイオプロセス材料事業の事業譲渡）

当社は、バイオプロセス材料事業をメルクへ譲渡する契約を2025年10月15日に締結し、2026年３月31日に譲渡を実行いたしました。前連結会計年度においてバイオプロセス材料事業を非継続事業に分類しております。

①非継続事業からの損益

非継続事業からの損益は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
売上収益	3,729	-
売上原価並びに収益及び費用	△3,321	-
非継続事業税引前中間利益	408	-
法人所得税	273	-
非継続事業からの中間利益	681	-

非継続事業に係る基本的及び希薄化後１株当たり中間利益は要約中間連結損益計算書をご参照ください。

②非継続事業から生じたキャッシュ・フロー

非継続事業からのキャッシュ・フローは、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,741	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△0	27,976
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物換算差額	-	-
合計	△1,741	27,976

(注)当中間連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローに含まれる事業譲渡による対価は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

受取対価	27,976

６．企業結合等関係

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

該当事項はありません。

７．配当に関する事項

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が前中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が前中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

８．社債

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

発行した社債はありません。

償還した社債は以下のとおりです。

会社名	銘柄	発行年月日	償還期限	発行総額 (百万円)	利率 (%)	担保
JSR株式会社	第８回無担保社債	2020年５月28日	2025年５月28日	13,000	0.180	なし

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

該当事項はありません。

９．売上収益

顧客に対する製商品の販売契約については、顧客への製商品を引き渡した時点で、製商品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、役務の提供については、当社グループが顧客との契約における履行義務の充足に従い、主に一定期間にわたり収益を認識しております。

主たる地域市場における収益の分解と報告セグメントとの関連は以下のとおりであります。

なお、当社は、前連結会計年度において、体外診断用医薬品事業及び体外診断用医薬品材料事業、バイオプロセス材料事業を非継続事業に分類しており、売上収益は体外診断用医薬品事業及び体外診断用医薬品材料事業、バイオプロセス材料事業を除く継続事業のみの金額を表示しております。これに伴い、前中間連結会計期間の売上収益を組み替えております。

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

		国内	海外	合計
報告セグメント	デジタルソリューション	17,014	100,487	117,501
	電子材料	13,686	76,755	90,441
	ディスプレイソリューション	445	21,601	22,046
	オプティカルソリューション	2,882	2,131	5,014
	合成樹脂	31,128	14,522	45,650
	ライフサイエンス	10,497	30,221	40,718
その他		3,652	―	3,652
合計		62,291	145,231	207,521
要約中間連結損益計算書計上額		62,291	145,231	207,521

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

		国内	海外	合計
報告セグメント	デジタルソリューション	17,818	134,435	152,252
	電子材料	13,865	108,947	122,812
	ディスプレイソリューション	383	23,631	24,014
	オプティカルソリューション	3,570	1,856	5,427
	合成樹脂	35,531	16,357	51,888
	ライフサイエンス	26,380	34,191	60,571
その他		407	―	407
合計		80,136	184,983	265,118
要約中間連結損益計算書計上額		80,136	184,983	265,118

10. その他の営業収益及びその他の営業費用

（その他の営業収益）

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（子会社株式売却益）

株式会社イーテックの株式譲渡益4,623百万円を「その他の営業収益」に計上しております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

重要な取引はありません。

（その他の営業費用）

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（事業構造改革費用）

主に構造改革費用等の関連費用として2,376百万円を「その他の営業費用」に計上しております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（事業構造改革費用）

主に構造改革費用等の関連費用として3,985百万円を「その他の営業費用」に計上しております。

11. １株当たり情報

基本的１株当たり中間利益及び算定上の基礎、希薄化後１株当たり中間利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
(1) 基本的１株当たり中間利益（円）	32.76	153.06
継続事業	15.35	153.06
非継続事業	17.41	―
（算定上の基礎）		
親会社の所有者に帰属する中間利益（百万円）	3,400	15,699
継続事業	1,592	15,699
非継続事業	1,807	―
親会社の普通株主に帰属しない中間利益（百万円）	50	50
継続事業	23	50
非継続事業	27	―
基本的１株当たり中間利益の算定に用いる金額（百万円）	3,350	15,649
継続事業	1,569	15,649
非継続事業	1,781	―
普通株式の期中平均株式数（千株）	102,243	102,243
(2) 希薄化後１株当たり中間利益（円）	32.64	150.66
継続事業	15.29	150.66
非継続事業	17.35	―
（算定上の基礎）		
希薄化後普通株式の期中平均株式数（千株）	104,168	104,204

（注）　前中間連結会計期間において、希薄化性潜在的普通株式1,925千株を希薄化後１株当たり中間利益の計算に含めております。
当中間連結会計期間において、希薄化性潜在的普通株式1,962千株を希薄化後１株当たり中間利益の計算に含めております。

12. 金融商品

(1) 金融商品の区分ごとの公正価値

償却原価で測定される金融資産及び金融負債の公正価値は帳簿価額と近似しております。

(2) 公正価値ヒエラルキー

当社グループは、公正価値の測定に使用されるインプットの市場における観察可能性に応じて、公正価値のヒエラルキーを、以下の３つのレベルに区分しております。

レベル１：活発な市場における同一資産又は同一負債の無調整の公表価格
レベル２：レベル１に属さない、直接的又は間接的に観察可能なインプット
レベル３：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

当社グループが経常的に公正価値で測定している資産及び負債は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度（2026年３月31日）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
＜金融資産＞				
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
有価証券（資本性金融資産）	－	－	3,279	3,279
デリバティブ	－	－	－	－
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産				
有価証券（資本性金融資産）	0	－	45,637	45,637
合計	0	－	48,916	48,916
＜金融負債＞				
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
デリバティブ	－	22,390	－	22,390
合計	－	22,390	－	22,390

（単位：百万円）

	当中間連結会計期間（2026年９月30日）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
＜金融資産＞				
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
有価証券（資本性金融資産）	－	－	3,186	3,186
デリバティブ	－	321	－	321
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産				
有価証券（資本性金融資産）	0	－	41,844	41,844
合計	0	321	45,030	45,352
＜金融負債＞				
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
デリバティブ	－	14,350	－	14,350
合計	－	14,350	－	14,350

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。前連結会計年度及び当中間連結会計期間において、公正価値レベル１とレベル２の間の重要な振替は行われておりません。

なお、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間において、レベル３に分類された金融商品には重要な増減がないため、期首残高から中間期末残高への調整表の開示を省略しております。

(3) レベル２及び３に区分される公正価値測定に関する情報

レベル２に分類されている金融資産・負債は為替予約、金利スワップ等に係るデリバティブ取引であります。為替予約、金利スワップ等の公正価値は、取引先金融機関等から提示された金利等の観察可能な市場データに基づき算定しております。

レベル３に分類されている金融資産は主として非上場株式であります。非上場株式の評価は、主に投資先の将来の収益性又はキャッシュ・フローを総合的に考慮し、公正価値を測定しております。その結果は適切な権限者がレビュー及び承認しております。レベル３に分類される金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の公正価値の増減は重要ではありません。

13. 後発事象

（創薬支援サービス事業の事業譲渡契約の解除）

当社はグループ会社であるJSR Life Sciences, LLCがその子会社であるCrown Bioscience International（以下「Crown Bioscience」）の全株式をAdicon Holdings Limited (HKEX: 9860.HK)（本社：中国　杭州市、Executive Director and Chief Executive Officer: 宋高 (Song Gao)）のグループ会社であるMiramar Lifesciences Limitedへ譲渡する契約を2025年11月13日に締結いたしましたが、当事者間で協議し、2026年11月13日をもって解約することに合意し、同日付けで解約合意書を締結しました。

本株式譲渡の実行に向けて関係者間で協議を進めてまいりましたが、クロージングの前提条件が当初想定した期間内に充足されない見通しとなったことから、当事者間の協議の結果、本契約を合意解約することといたしました。これに伴い、Crown Bioscienceの株式は引き続きJSR Life Sciences, LLCが保有しますが、新たな譲渡先の選定を進めてまいります。

本取引に係る当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は精査中であります。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月16日

ＪＳＲ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田村　俊之

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宇津木　辰男

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているＪＳＲ株式会社の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、ＪＳＲ株式会社及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

後発事象に記載されているとおり、会社はグループ会社であるJSR Life Sciences, LLCがその子会社であるCrown Bioscience Internationalの全株式をAdicon Holdings Limitedのグループ会社であるMiramar Lifesciences Limitedへ譲渡する契約を、2026年11月13日をもって合意解約している。これに伴い、Crown Bioscienceの株式は引き続きJSR Life Sciences, LLCが保有しているが、会社は新たな譲渡先の選定を進めている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

要約中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第１号「財務諸表の表示」第４項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第１号「財務諸表の表示」第４項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１　上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２　XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。